

出来事（2019年4月）

1. 遺伝子組換え食品（厚生労働省）

ゲノム編集技術を利用して得られた食品（農産物等）についての食品衛生法上の取扱いが厚生労働省薬事食品衛生審議会 食品衛生分科会 新開発食品調査部会で取りまとめられ、「新開発食品調査部会報告書（ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取扱いについて）」が、3月27日に公表されました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000494346.pdf>

食品衛生分科会です承され、今秋頃にはゲノム編集技術応用食品が流通すると思われま

す。また、食品表示を所掌する消費者庁長官の3月27日の記者会見では、「消費者庁においても、ゲノム編集技術を用いた食品の表示制度について必要な取組の検討を既に始めております。ただ、その検討内容について、皆様方にご報告できるような段階には達しておりませんし、スケジュールについてもまだご報告できる状況ではございません。」とのことでした。

2. 遺伝子組換え食品の表示（消費者庁、消費者委員会）

4月4日の消費者委員会で、「遺伝子組換えでない（非遺伝子組換え）」との表示の基準を、2023年4月から厳しくすることが決まりました。現在基準の「5%以下」が「不検出」の場合に限られることとなります。不検出ではないが混入率5%以下の食品については、「混入を防ぐため分別管理された〇〇を使用しています」等との任意表示は可能です。

同委員会の答申の付帯意見

- ①新たに検討中の公定検査法を含む監視方法の明確化
- ②普及・啓発、周知及び理解の促進
- ③科学的検証に関する技術進歩を踏まえた不断の見直し

https://www.cao.go.jp/consumer/content/20190404_toushin_betsu.pdf

3. 食品香料の「オイゲニルメチルエーテル」を、類指定（課長通知）から削除

4月23日付けの通知（24日公表）で、厚労省は、食品香料の「オイゲニルメチルエーテル」を、類指定（課長通知）から削除するとしました。これは、安全性問題での米国の規制変更（5品目を添加物から除外）に対応するものです。しかし、厚労省は、残りの4品目は「安全」として、削除しないとのことです。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T190424I0010.pdf>

4. 食品の放射能問題

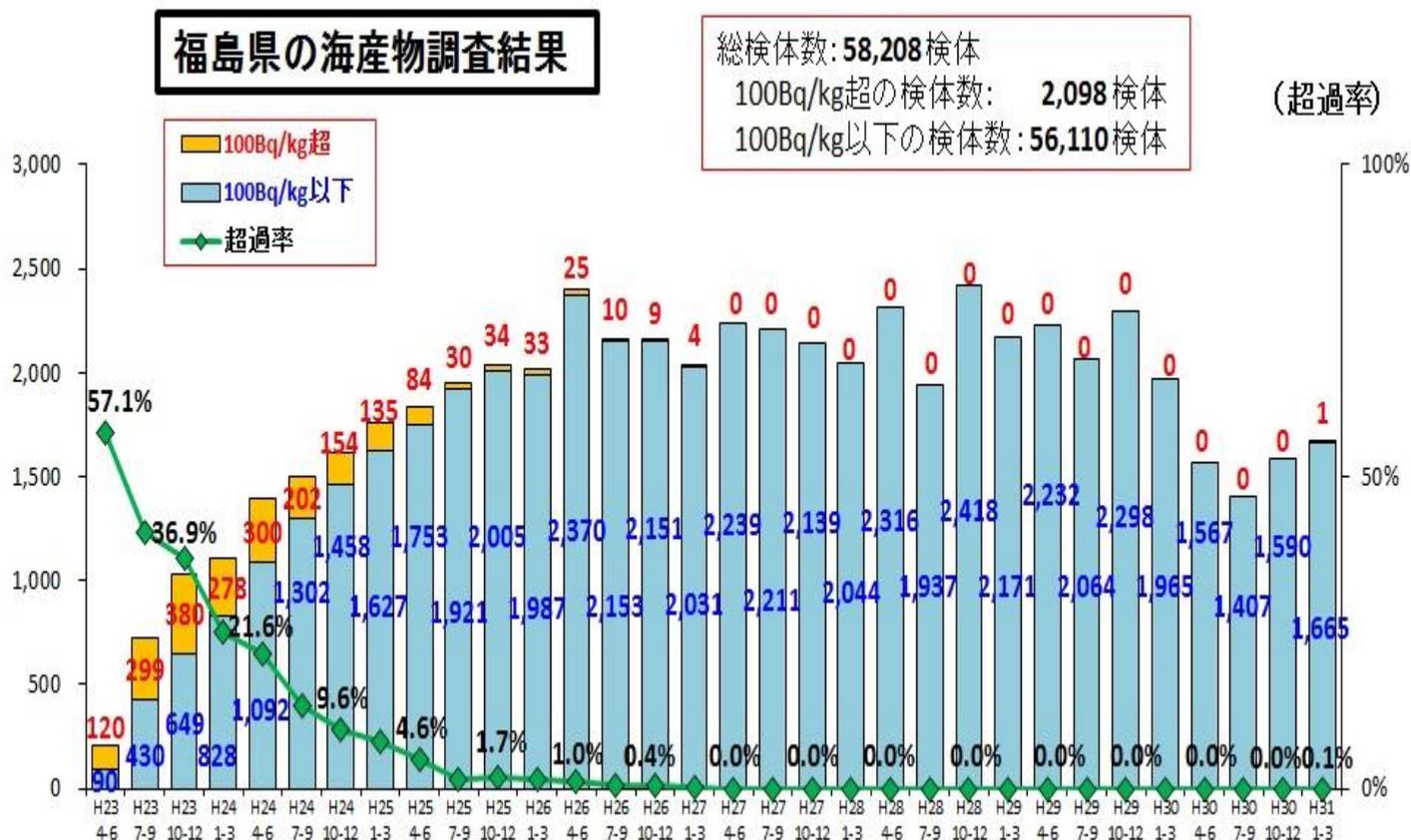
（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

- ① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷の制限
- ② 4月の新たな出荷制限はありません。

5. 水産物の放射性物質調査の結果

水産庁と関係自治体及び関係業界団体等との連携による福島県及び近隣県の主要港における水産物の調査が、週1回程度のサンプリングで実施されています。福島第一原子力発電所事故以降、これまで124,594検体（平成30年4月19日現在）の水産物の放射性物質調査が行われました。調査の結果では、基準値(100 Bq/kg)を超える割合は事故からの時間の経過に伴い低下し、特に福島県においては、平成23年4-6月期には基準値を超える割合が53%となっていたが、平成27年10-12月期では0.1%まで低下したとのことです。

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/kekka.html>



6. コーデックス食品添加物委員会（CCFA51）

2019年3月22日～29日、済南（中国）で開催されたCCFA51には、世界中から約350人の食品安全規制当局が出席し、セッションの議題の全ての問題について、予想以上に早く合意したとのことです。①2011年以降に検討された着色料の規定とGSFA規定、②亜硝酸塩、③甘味料、④際番号システム（INS）の変更、⑤コーデックス食品添加物一般基準（GSFA）、⑥コーデックス食品添加物に関するAlimentarius承認FAO/WHO合同専門家委員会（JECFA）の在り方とJECFA優先順位リスト。今回、多くの参加者があえて「歴史的」と表現しようとしたように、効率的で、「劇的」であったとのことです。

http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-711-51%252Ffa51_01e.pdf

7. グリホサートの輸入禁止・使用禁止 ベトナム

3月20日、米国サンフランシスコ控訴裁判所は、「ドイツ系企業の Bayer 社が生産するグリホサートを含んだ除草剤 (Roundup) が、カリフォルニア在住の Edwin Hardeman さんのガンの原因になった」と認めました。これを受けて、ベトナム農業・地方開発省は、先ずは、グリホサートの輸入を禁止し、4月10日には、グリホサートの使用を禁止したとのことです。

<https://poste-vn.com/daily-info/2019-03-26-8714>

8. ベトナムのグリホサート輸入禁止についての米国 USDA の Perdue 長官声明 (4月11日)

「我々はベトナムの決定に失望している、それは世界の農業生産に破滅的な影響を与えるだろう。何度もUSDAはEPAや他の国際的に認められている規制機関とともに、グリホサートにヒトへの発がん性がありそうにないという結論の科学的な研究に同意している。この禁止は、その科学的根拠から飛び去ることである。その上、ベトナムは規制変更に関するWTO通知の義務を避けてきた。そして、ベトナムは国内の農家に起こりうる予期しない結果も直視する必要がある。ベトナムの農業生産の発展がすぐに遅滞するだけでなく、グリホサートの代わりに規制されていない違法な化学製品が使われるようになるだろうという非常に現実的なリスクがある。」 (国立医薬品食品衛生研究所の「食品安全情報」からの転載)

<https://www.usda.gov/media/press-releases/2019/04/11/perdue-statement-vietnams-ban-importation-glyphosate>

9. 複数の化学物質のための混合物方法論 EFSA

3月29日、EFSAは、食品と飼料中の化学物質混合物の潜在的な「複合効果」を評価する際に科学パネル全体で使用するための調和した枠組みを開発した。このアプローチは、必要に応じてEFSAの科学者が混合アプローチに従うためのツールを提供する。これは、単一の物質を評価するための現在のEU規制要件を補完するものとのことです。

<https://www.efsa.europa.eu/en/press/news/190325>

10. 関節用フードサプリメントは、特定の集団では避けること

3月29日、フランスのANSESは、グルコサミンとコンドロイチン硫酸ヲベースとするサプリメントを避けることを助言しました。

- ・糖尿病や前糖尿病症の人、喘息の人やビタミンK拮抗薬(VKA)で治療中の人
- ・甲殻類や昆虫に食物アレルギーのある人 (グルコサミンベースのサプリメント)
- ・Na・K・Cl摂取制限食の人 (サプリメントが、これらの成分の摂取源になる可能性がある)
- ・妊婦・授乳中の女性、子供 (安全性に関する十分なデータがないため)

<https://www.anses.fr/en/content/certain-food-supplements-joint-pain-should-be-avoided-risk-populations>

11. フードチェーンにおける潜在的な新興化学物質

3月28日、EFSAは、フードチェーンにおける潜在的な新興化学物質について、15,000の候補物質から、最も優先順位の高い10物質に同定手段を適用して評価しました。

- ・ Hexahydro-1,3,5-trinitro-1,3,5-triazine [RDX; Hexogen] 爆薬の成分
- ・ Phenol, isopropylated, phosphate (3:1) [ip-TPP] 使用済エンジンオイルの不純物
- ・ Melamine メラミン樹脂の原料
- ・ 1,3-phenylenediamine エポキシ樹脂の硬化剤
- ・ 2,2'-methylenebis(6-t-butyl-4-methylphenol) フェノール系酸化防止剤
- ・ Tris(1,3-dichloro-2-propyl) phosphate [TDCIPP] 消炎剤
- ・ Diethylmethylenediamine 建築材
- ・ Bis(2-chloroethoxy)methane ラバー
- ・ Tetrahydrothiophene-1,1-dioxide [Sulfolane]
- ・ N-butylbenzenesulfonamide [NBBS]

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-1597>

12. 韓国の養鰻場でホルマリン使用

2019年3月17日、韓国農畜産物安全課は、報道された「ウナギの養殖場、工業用ホルマリン...全国流通」について、説明しました。

- ①ホルマリンは、水タンクの洗浄に使用された。
- ②ホルマリンを使用した養鰻場の出荷停止と流通品の回収が命じる。
- ③刑事告発等の厳しい処置を行う。 http://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43033

13. 亜酸化窒素に対する規制強化 韓国

亜酸化窒素は、ホイップクリーム等の噴射に使用される食品添加物（プロペラント）です。韓国環境省は、2017年7月に化学物質管理法を改正し、亜酸化窒素を「幻覚物質」に指定し、吸引の目的の所持と販売を禁止しました（罰則付き）。今般、さらに規制を強化することになり、小型容器（カートリッジ）での販売が禁止されるとのことです。

http://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=43297

14. 甘味料スクラロースの加熱による有害物質の生成

入手可能なデータによると、スクラロース、特に缶詰野菜や焼き菓子などのスクラロース含有食品を120℃以上に加熱すると、中には発がん性があるかもしれない有害な化合物が発生する可能性があることを示しているとのこと。

<https://www.bfr.bund.de/cm/349/harmful-compounds-might-be-formed-when-foods-containing-the-sweetener-sucralose-are-heated.pdf>

しかし、私たちの研究では、試作した菓子やパンの180℃以上の加熱によって、13-DCPや3-MCPDの生成を確認しましたが、150℃以下では、生成を（特に、BfRの120℃では全く）確認できませんでした。また、市販の菓子やパンからは、検出できませんでした。

（日本食品化学学会で発表）

15. 輸入食品に対する検査命令

4月9日、中国産ブロッコリー等に対して、全ロット検査が命じられました。

| 対象食品等 | 検査の項目 | 経緯 |
|----------------------------|--------|---|
| 中国産ブロッコリー、その加工品（簡易な加工に限る。） | プロシミドン | 検疫所におけるモニタリング検査の結果、中国産ブロッコリーからプロシミドンを検出したことから |

16. 輸入食品の違反事例

- ・バイオアイ株式会社が中国から輸入した「健康食品」の自主検査で、シアン化合物 40 mg/kg 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ジェイビス株式会社がベトナムから輸入した「チリソース」の国内検査で、安息香酸の対象外使用による使用基準不適合とされました。

17. 食品添加物の摂取量調査のミス

厚生労働科学研究費補助金「生産量統計調査を基にした食品添加物の摂取量の推定に関する研究」（2017年調査）において、少なくとも数か所で、実態と大幅に異なる集計結果が報告されていました。

4月13日、明治大学で食品表示を考える市民ネットワーク（代表：神山美智子弁護士）が開催したシンポジウム「日本の添加物は今」で、事実を公表し批判しました。

（作成：2019年4月27日）